

「第2期宇治田原町健康増進計画」中間見直し素案に対するパブリックコメント（意見募集）結果とその対応について

令和8年2月20日 宇治田原町健康づくり推進協議会・宇治田原町

1 意見募集の概要

宇治田原町では、令和3年に、住民のみなさまの健康寿命の延伸をめざすため、『健康増進』と『食育推進』の具体的な施策を展開する「健やかうじたわら21プラン（第2期宇治田原町健康増進計画）」（計画期間：令和3年度～令和12年度）を策定しました。

この計画が、策定後中間年度の5年目をむかえるにあたり、

- ① 時代・情勢の変化（アフターコロナ）に対応した取り組みに更新すること
- ② 全国や京都府の動向を踏まえること

が必要であるため、住民のご代表や医療関係者等からなる「町健康づくり推進協議会」に諮りながら、中間評価と見直しを進め、「健やかうじたわら21プラン（第2期宇治田原町健康増進計画）中間見直し」（素案）の策定にいたしました。今回、素案に対して広くご意見・ご提案をいただくため、住民意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

【公表を行った各計画等素案の概要】

根拠法	【健康】健康増進法 第8条第2項（平成15年5月施行） 【食育】食育基本法 第18条第1項（平成17年7月施行）	
計画の期間	令和8(2026)年度から令和12(2030)年度	
計画の基本方針	みんなで創ろう！ ～笑顔あふれる 元気・健康・宇治田原～	
計画の達成目標	健康寿命の延伸	
基本方針・達成目標の実現に向けたキーワード	(1) 健康づくり・キーワード ① ライフコースに寄り添う切れ目のない健康づくり ② 人と人とのつながりを活かした健康づくり ③ 住民一人ひとりが「知れる・気づける・活かせる」健康づくり	(2) 食育・キーワード ① 自然の食の恵みに感謝し心と体を育む ② 健康的な食生活を送る ③ ライフステージに対応した食育の推進

【意見募集の実施内容】

公表資料	① 健やかうじたわら21プラン（第2期宇治田原町健康増進計画）中間見直し素案〔概要版〕 ② 健やかうじたわら21プラン（第2期宇治田原町健康増進計画）中間見直し素案〔全文〕	
資料の公表方法	① 以下の公共施設等の窓口に上記公表資料を配架、希望者に配布 ・役場（1階 健康対策課） ・町立保育所あゆみのその ・ふれあい福祉センター ・老人福祉センターやすらぎ荘（町社会福祉協議会）	② 町ホームページに上記公表資料を掲載 ③ 町広報紙1月号にパブリックコメント募集記事を掲載
意見の募集期間	令和7年12月12日（金）～令和8年1月15日（木）	
意見募集対象者	宇治田原町の「健康増進」・「食育推進」にご関心をお持ちの方	

2 意見募集結果

- (1) 意見等の提出者 1名
(2) 意見等の件数 2件

【意見提案の内訳】

意見提案（計画等の区分）	提案件数
「第2部 計画の基本的な考え方」に対する意見	1件
「第3部 分野別の取り組みの展開」に対する意見	1件
計	2件

※ 複数区分にわたるご意見については、1つの区分でカウントしています。

3 意見等の概要及びそれに対する考え方

今回、ご意見をお寄せいただきました皆さまのご協力に厚くお礼申し上げます。

お寄せいただいたご意見等の主旨及びそれらへの対応・考え方と計画〔案〕への反映については、**別紙**のとおりです。

表 意見等の概要及びそれに対する考え方

意見 No.	公表資料素案 該当箇所		パブコ 後[案]頁	ご提出いただいたご意見等の内容	対応の方向
	大分類	小分類			
1	第2部 計画 の基本的な考 え方	各種健(検)診の 受診率の向上	10	10	<p>がん検診の実施場所を役場だけでなく別の場所でも行うとか、日程を1年に1回ではなく2回くらいに分散してもよいのではないか。高齢者や車の免許がない方への配慮が必要だと思う。(遠方の方も)</p>
	6. 課題と取り 組みの柱				
	第3部 分野 別の取り組み の展開		37～ 38	39～ 40	<p>■ご意見にある「集団がん検診」は町役場を実施場所とし、年間4日間(胃・肺・大腸がん検診2日間、乳がん・骨粗しょう症検診2日間)で行っております。これは、専門的な検査機器を有する委託先検査機関との調整に基づき決定しているものであることをご理解ください。</p> <p>■宇治田原町の集団がん検診については、受診率と受診者の利便性向上のため、次のような取り組みを行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診上限者数を設けず、申し込まれた方すべてが受診可能な体制を構築 ・国の指針により多くの自治体で隔年での受診としている中、毎年受診を可能とし、受診機会を増加 ・15分単位でのきめ細やかな受診枠を設定 ・高齢者や車の免許がない方のため、町内の公共交通手段である「うじたわらいく♡(はーと)バス・♡(はーと)タクシー」でご来場いただけるよう、できる限り受診者のご希望に応じた受付時間を調整 ・子育て家庭の受診者のため、託児体制を整備 <p>■なお、町が実施主体となるがん検診には、上記の町役場での「集団がん検診」と、受診者のご事情に合わせ個別医療機関で受診できる「個別がん検診」があります。町では前期計画期間において、従来の乳・子宮がん、前立腺がん検診に加え、大腸がん検診、胃がん(内視鏡)検診の個別実施を開始したところです。</p> <p>■ご意見の「高齢者や車の免許がない方、遠方の方」への配慮は、町の公共交通全体の課題であるため、これら従来の取り組みに加え、公共交通担当部署とも連携しつつ、健(検)診を受けやすい体制・環境の構築に不断に取り組んでまいります。</p> <p>・そのため、「第3部 分野別の取り組みの展開」「6. 疾病・がん」「(5)今後取り組む行政施策」のライフステージ『青年・壮年前期 壮年後期 高齢期 共通』に、以下のとおり追記することとします。</p> <p>○各種健(検)診の種類に応じ、公共交通担当部署とも連携しつつ、健(検)診を受けやすい体制・環境づくりを進めます。</p>
	6. 疾病・がん				

意見 No.	公表資料素案		該当箇所 頁	パプコ 後[案]頁	ご提出いただいたご意見等の内容	対応の方向
	大分類	小分類				
	第3部 分野 別の取り組み の展開	予防接種事業	37～ 38	39～ 40	<p>コロナ禍後、昨今は毎年のようにインフルエンザが流行し、学級閉鎖、学年閉鎖が起こるようになってきている。</p> <p>そのため、就学前の子どもへの予防接種助成を小学生まで拡大してほしい。(無理を言うなら基礎疾患のある人も)</p>	<p>○予防接種は、伝染のおそれがある疾病の発生とまん延の予防、重症化対策のために国の予防接種法で定められた「定期接種」と、法に定めのない「任意接種」に分けられます。</p> <p>○インフルエンザワクチンにおいて、この定期接種として位置づけられたものは、65歳以上の高齢者及び60～64歳で一定の障がいを持つ方に対してのみとなっております。</p> <p>○定期接種と任意接種では、被接種者に健康被害が生じた場合の補償制度に大きく差異があることから、公費助成については慎重にならざるを得ない面があります。いっぽうで、ご意見のとおり、町では生後6箇月から小学校入学前の乳幼児のインフルエンザワクチン任意接種に対する公費助成を行っておりますが、これは主に以下を理由とした取り組みであることをご理解ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防の概念を理解し自ら予防のための行動をとれるのは、早くても就学後頃と想定されること ・年齢が低いほど感染しやすい環境(例：集団保育により他児との距離が近い、マスクをしづらい、物を口に入れることが多く濃厚感染しやすい、など)にあり、感染可能性が有意に高いこと ・相対的に疾病への抵抗力が低い低年齢児に対する重症化予防の観点 <p>○なお、本町では予防接種により集団感染予防と重症化対策が図られる疾病については、国の責任により、希望とされる皆さまが等しく定期接種として接種できるよう実施されるべきと考えており、他の自治体とも連携し、引き続き、国の動向を注視してまいります。</p>